年　　月　　日

公益財団法人　中山隼雄科学技術文化財団　殿

生徒の研究活動支援に関する同意書

学校名　　学校印

学校所在地

教員（指導者）名
教員（指導者）電話番号

私は、申請者（生徒）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿による公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団 次世代研究者助成事業（以下、本事業）申請に際し、下記の内容について同意のうえ、研究助成活動実施責任者として登録します。

記

❑申請者が、「次世代研究者助成事業規約」（以下、事業規約）をよく読み内容について承諾していることを確認する。

❑本事業に必要な申請作業が適切に行われているかの確認を行う。

❑採択を受けた申請者（以下、採択者）の助成研究費の受け渡しについて、金融機関の口座情報の提供、振り込みの確認、学内における手続き等を行う。

❑助成研究費の使用について、適切な物品の購入等、必要に応じて採択者の支援を行う。

❑採択者のスムーズなオンライン面談の実施に必要な機材や設備を整え、必要があれば面談の支援を行う。

❑本事業により実施した研究（以下、本研究）の成果（以下、本成果）に関する採択者による報告を支援する。

1　採択者は、2024 年 10 月 15 日までに、本成果について公益財団法人中山隼雄科学技術文化財団（以下、財団）に報告書を提出する必要がある。

2　採択者は、事業規約に定めるイベントに参加するものとする。

3　採択者が本成果について学会発表や学術論文に報告する場合、財団から助成研究費の交付を受けて行った研究の成果であることを表示するものとする。表示名は財団の裁量で決定し通知する。

4　採択者は、本成果を論文、新聞、雑誌、学会その他媒体の如何を問わず発表、報告する場合及び本研究に関連して特許権、商標権その他一切の知的財産権（ただし、著作権を除く）を取得する場合、財団に事前に報告する必要がある。

5　前２項については、採択者が本事業に採択されてから満３年が経過するまで有効とする。

❑財団による本研究の進捗確認に協力する。

❑申請の内容に不備がある場合、審査終了後であっても採択を取り消す場合がある。

❑天災地変等の不可抗力その他財団および採択者いずれの責にも帰さない事由により、メンタリング、発表会の実施等支援活動もしくは本研究の全部または一部の遂行が困難となった場合、当事者は直ちにその旨を通知するとともに、協議の上その取扱い等を定めるものとする。

以上